

平成 28 年度から

# 国民健康保険税の税率が変わります

問合せ先／税務課（979-8109） 住民課（979-8111）

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、国、県、町などの負担金・交付金と併せて、加入者が国民健康保険税を出し合い、町の一般会計と独立して運営しお互いに助け合う制度です。

## ○国民健康保険税の現状

平成 20 年度に国民健康保険税の税率を改定して以来、7 年間税額を据え置いてきました。しかし、医療費の増加などから今後大幅な赤字が見込まれるため、税率を改定することになりました。

加入者の皆さんに負担していただくこととなりますが、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ■平成 28 年度からの新しい税率

区分（対象者）		医療保険 （国保に加入する全ての人）		後期高齢者支援分 （国保に加入する全ての人）		介護納付金分 （国保に加入する 40 歳以上 65 歳未満の人）	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	所得に応じて	6.00%	<b>6.00%</b>	1.50%	<b>2.40%</b>	1.50%	<b>2.00%</b>
資産割額	固定資産税に 応じて	28.00%	<b>25.00%</b>				
均等割額	被保険者 1 人あたり	13,000 円	<b>13,000 円</b>	10,000 円	<b>14,000 円</b>	12,500 円	<b>17,000 円</b>
平等割額	加入世帯 1 人あたり	24,000 円	<b>25,000 円</b>				
課税限度額		51 万円	<b>52 万円</b>	16 万円	<b>17 万円</b>	14 万円	<b>16 万円</b>

※課税限度額の改正は、地方税法の改正に伴うものです。

※平成 28 年度の国民健康保険税決定通知書は、7 月中旬に送付を予定しています。

## ■所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が次の基準以下の世帯は、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。（世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入に関わらず所得判定で対象）軽減を受けるには、前年分の所得申告が必要です。

区分（対象者）	軽減割合
世帯の所得が 33 万円	7 割
世帯の所得が 33 万円+（26 万円×被保険者）	5 割
世帯の所得が 33 万円+（47 万円×被保険者）	2 割

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人の人数と所得を含めて算定します。

函南町地球温暖化対策実行計画 平成 26 年度点検・評価結果報告

# さらなる ごみの減量に努めましょう



問合せ先／環境衛生課（979-8112）

## 温室効果ガス排出量 基準年度比 19.9%減少

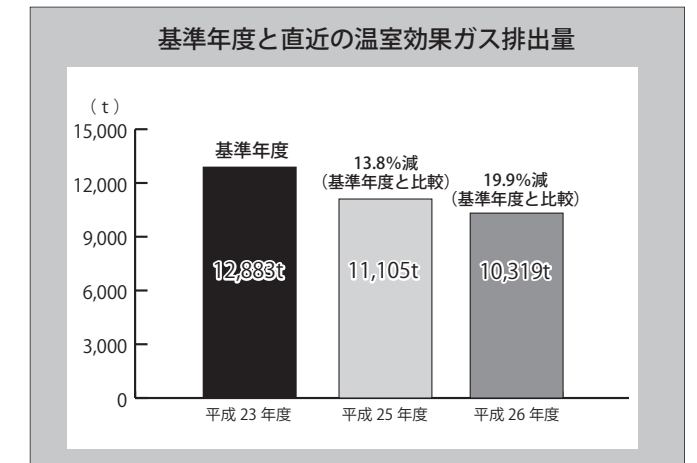
町が管理運営する全ての施設から排出される温室効果ガスの削減を目的として、平成 13 年度に「函南町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

平成 24 年度に策定された第三次計画では、基準年度を平成 23 年度とし、平成 29 年度までに温室効果ガス排出量を基準年度比で 6.8%削減することを目標としています。

## ▶ 温室効果ガス排出量 10,319t

町が管理運営する施設から排出された平成 26 年度の温室効果ガスは、基準年度（平成 23 年度）の実績 12,883 t に対して 10,319 t となり、19.9%の減少となりました。

この温室効果ガス減少の要因は、廃棄物中のプラスチック類の混入割合が大幅に減少したことによるものと考えられます。



※温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算量です

## ▶ 引き続き温室効果ガス削減にご協力をお願いします

温室効果ガスは、ごみ（主にプラスチック類）の焼却、電気やガスなどのエネルギー使用により排出されます。

町民の皆さんのご協力により、温室効果ガスは削減しています。引き続き地球温暖化防止のため、電気やガスの省エネ、資源となるごみの分別、マイバックの利用によるごみの削減などさまざまな地球温暖化防止対策へのご協力をよろしくお願いいたします。

町でも、引き続き職員一人ひとりが地球温暖化防止対策に取り組み、ごみの減量、温室効果ガスの抑制に努めていきます。